

由布市定住促進住宅情報登録制度「空き家バンク」に関する要綱

平成20年11月26日

訓令第109号

改正平成26年4月1日訓令第6号

改正平成27年4月1日訓令第7号

改正平成28年3月31日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、由布市内における空き家の有効活用を図り、市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るために実施する空き家の住宅情報の登録及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的に市内に建築した一戸建ての住宅のうち、現に居住していないもの(近く居住しなくなる予定のものを含む。)をいう。ただし、賃貸、分譲を目的とするものを除く。
- (2) 定住促進住宅情報 由布市内に存する空き家で、由布市(以下「市」という。)に登録されたものをいう。
- (3) 所有者等 登録された物件の所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 空き家バンク 定住促進住宅情報の登録及び提供に関する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、市に登録し、市が提供する定住促進住宅情報以外の空き家等の住宅に関する取引を規制するものではない。

2 定住促進住宅情報における空き家は、市に定住又は将来的に定住するための住宅として、専ら居住の用に供することを目的とする。

(定住促進住宅情報の登録申込み等)

第4条 市に空き家の情報を登録しようとする者は、空き家情報登録申込書兼概要書(様式第1号)及び当該住宅の間取図、写真等の資料を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等が適正であると確認の上、市の管理する定住促進住宅情報として登録する。

3 市長は、登録された定住促進住宅情報について適切な方法で公開するものとする。  
(定住促進住宅情報に係る登録事項の変更の届出)

第5条 所有者等は、前条第2項の規定による登録の内容に変更があったときは、空き家バンク（空き家バンク利用登録内容）変更届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該住宅情報を変更しなければならない。

(定住促進住宅情報の登録の抹消)

第6条 定住促進住宅情報の登録の抹消を希望する所有者等は、空き家情報（利用者）登録抹消届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該住宅情報の登録を抹消しなければならない。

(定住促進住宅情報の利用申込み等)

第7条 市の定住促進住宅情報の利用を希望する者は、空き家バンク利用申込書（様式第4号）及び誓約書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、申込書の内容等を確認の上、定住促進住宅情報利用者（以下「利用者」という。）として登録するものとする。

3 市長は、利用者に、希望する住宅の所有者等に関する情報を提供するものとする。

4 市長は、利用者に、前項の規定による情報提供をする場合、あらかじめ所有者等の了解を得なければならない。

5 利用者は、次の各号に該当するものとする。

(1) 当該住宅に定住又は将来的に定住する意思があり、市の自然環境、生活文化に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でないこと。

6 利用者としての登録期間は、登録した日から翌年度の末日までとする。

(利用者に係る登録内容の変更の届出)

第8条 利用者は、登録の内容に変更があったときは、空き家情報（空き家バンク利用者登録内容）変更届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項第2項の規定による届出があったときは、速やかに登録内容を変更しなければならない。

(利用者の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 住宅を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(2) 申込書の記載内容に虚偽があったとき。

(3) 本人より空き家情報(利用者)登録抹消届(様式第3号)の提出があったとき。

(4) 第7条第5項各号に該当しないこととなったとき。

(5) その他、市長が適当でないと認めたとき。

(交渉及び契約等)

第10条 市長は、この制度における住宅に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、これに関与しないものとする。

2 情報提供後に発生したトラブルは、当事者間で解決するものとする。

3 利用者は、交渉が成立したときは、結果報告書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。